



取組項目	食鳥肉処理施設指導監督事業	H4 -	1,239	1,239	3,217	食鳥検査申請者	食鳥処理場に搬入される全ての食鳥について食用の可否を判定する食鳥検査を(公財)長崎県食鳥肉衛生協会に委任して実施。食用にできない食鳥のと殺禁止、全部廃棄又は、部分廃棄の行政処分を行った。	活動指標	食鳥検査羽数(羽)	数値目標なし	15,569,453		法に基づく食鳥検査により、食用に不適な食肉が流通しないよう確実に排除している。と殺禁止の処分のほか、69,185羽を全部廃棄した。	
	生活衛生課		6,125	6,125	3,230			成果指標	行政処分頭数(羽)(と殺禁止)	数値目標なし	66,841			
	と畜場等処理施設指導監督事業	S28 -	244	244	15,280	と畜場、死亡獣畜取扱場、化製場等の施設設置者	と畜場、死亡獣畜取扱場、化製場、準用施設の許認可及び立入指導を実施した。	活動指標	立入指導件数(件)	40	60	150%		安全で衛生的な食肉の確保と不正食肉の流通を防止している。
			生活衛生課	243	243			15,341	成果指標	施設基準適合率(%)	100	100		
									40					
									100					

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>)食品製造施設、飲食店などの監視指導による食中毒等の健康被害防止</p> <p>計画的な監視指導により、食中毒発生件数は低い数値で推移しており、食品の安全性の確保は図られている。県立保健所管内の食品営業施設数は減少傾向にあるが、計画の目標値を下げることなく監視指導を実施して、食品の安全確保に努める。</p>
<p>)流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除</p> <p>計画的な収去検査等により、流通する食品の安全性の確保が図られている。県立保健所管内の食品営業施設数は減少傾向にあるが、計画の目標値を下げることなく収去検査等を実施して、食品の安全確保に努める。</p>
<p>)生産者へのと畜検査データ還元による家畜の疾病対策支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場、死亡獣畜取扱場、化製場、準用施設を指導監督することにより、食肉の不正流通を防止し、食肉の安全性を確保している。</li> <li>・食肉となる獣畜(牛・馬・豚・めん羊・山羊)の全頭を検査し、食用不適な獣畜の肉・内臓等の全部又は一部について廃棄処分を行うことにより、安全で衛生的な食肉の流通を図っている。また、と畜検査データを生産者に還元することにより、生産者による家畜疾病予防の一助となっている。</li> <li>・食肉となる食鳥の全羽を検査し、食用不適な食鳥の肉・内臓等の全部又は一部について、廃棄処分を行うことにより、安全で衛生的な食鳥肉の流通を図っている。</li> </ul> <p>死亡獣畜取扱場:死亡獣畜を解体し、埋却し、又は、焼却するために設けられた施設又は区域をいう。          化製場:獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設をいう。          準用施設:魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、臓器等を化製場又は、これに類する施設に供給するためにこれらの物を貯蔵する施設をいう。</p>

### 4. 29年度見直し内容及び30年度実施に向けた方向性

取組項目	事務事業名	29年度事業の実施にあたり見直した内容 (H29の新たな取組は「H29新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	30年度事業の実施に向けた方向性		
			事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目	県内食品の安全性確保事業	平成28年度事業実施状況、食中毒の発生状況、社会状況の変化や各保健所の実情を踏まえて、法で定められている平成29年度の監視指導計画をHACCP導入型基準が全業種を対象に義務化される予定であることから、県内の全食品事業者への導入を促進すること等を新たに明記策定し、計画的に監視指導、収去検査等を実施することとした。		本事業は、「食品衛生法」に基づき、食品の製造・調理・加工及び販売の各段階における安全確保を担っており、食品の安全確保のため、食品製造施設、飲食店等の監視・指導並びに流通している食品等の検査を実施することで、基準に適合しない食品を流通から排除し、食中毒の発生を防止している。 毎年度策定している監視指導計画は、前年度の事業実施状況、食中毒の発生状況等を踏まえての改定後、パブリックコメントを経て策定しており、平成30年度以降も、同様の手法により、監視指導計画の随時見直しを行い事業を継続する。	改善
取組項目	食肉衛生検査所運営事業	・と畜場の衛生管理のみならず、死亡獣畜の不正流通を防止することは、食肉の安全性を担保するものであり、また、化製場等の施設において、その施設基準に適合しているかの確認は重要である。食肉の安全性のみならず、死亡獣畜の適正な取扱いについては、環境保全の面からも重要であり、引き続き監視指導を実施する。		「と畜場法」に基づく県が行う義務的的事业である。食用に供する獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)はすべて一頭ごとに、と畜検査を行わなければ食用にできない。と畜検査を行うと畜検査員は、知事が県職員である獣医師の中から任命することと「と畜場法」に規定されており、食肉の安全性を確保するためには必要不可欠であるため、引き続き事業を継続する。	現状維持
	食鳥肉処理施設指導監督事業	・と畜場に搬入される獣畜は、様々な疾病に罹患していることがあり、それに対応する獣医学に基づく最新の技術と検査体制が常に求められている。検査機器の整備、と畜検査技術の研鑽のための研修などを行い効率的な検査を実施する。		「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく県が行う義務的的事业である。本県では、指定検査機関である(公財)長崎県食鳥肉衛生協会に食鳥検査を委任し、実施している。食鳥肉検査の実施方法は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則に規定されており、これに従い効率的に実施する。	現状維持
	と畜場等処理施設指導監督事業	・年間30万羽以上を処理する食鳥処理場については、検査を指定検査機関である(公財)長崎県食鳥肉衛生協会に委任し、効率的に実施する。		「と畜場法」、「化製場等に関する法律」に基づく県が行う義務的的事业である。不正食肉の流通を防止し、安全で安心な食肉を提供するため、今後とも必要な事業である。農林部と連携を図り、今後も法改正に適切に対応した業務の改善を図るとともに、牛海面状脳症対策特別措置法(BSE特措法)関連施設(と畜場、化製場、死亡獣畜取扱場)に対する指導を継続する。	改善